

モニタリング結果報告書

平成 2 0 年 8 月

モニタリングの対象となる施策目標	地域住民の健康の保持・増進及び地域住民が安心して暮らせる保健医療体制の確保を図ること
------------------	--------------------------------------------

1. 政策体系上の位置付け

基本目標	I	安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること
施策目標	1 1	妊産婦・児童から高齢者に至るまでの幅広い年齢層において、地域・職場などの様々な場所で、国民的な健康づくりを推進すること
施策目標	1 1 - 1	地域住民の健康の保持・増進及び地域住民が安心して暮らせる保健医療体制の確保を図ること
個別目標 1		地域保健従事者の人材確保及び資質の向上を図ること
(主な事務事業) ・ 保健師中央研修 ・ 地域指導者専門技術等研修		
施策の概要 (目的・根拠法令等) 1 目的等 地域住民の健康の保持・増進や安心して暮らせる保健医療体制の確保を図るため、保健師など専門技術職員の確保や地域の健康問題に的確に対応できるよう研修等を開催し、地域保健従事者の資質の向上を図る。 2 根拠法令等 ○ 地域保健法第 3 条 (昭和 2 2 年法律 1 0 1 号) ○ 地域保健法施行令第 5 条		
主管部局・課室	健康局総務課保健指導室	
関係部局・課室		

2. 施策目標に係る指標

施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)						
		H 1 5	H 1 6	H 1 7	H 1 8	H 1 9
1	保健師未設置又は 1 人設置市町村数 (単位: 市町村数) (0ヶ所/平成 2 3 年度)	119	73	47	51	集計中
2	保健所等における専門職の人数 (単位: 人数) (一) ※「保健所等における専門職」とは、医師、保健師、管理栄養士等。	61,063	57,023	57,170	54,315	集計中
(調査名・資料出所、備考) ・ 指標 1 及び 2 は、地域保健・老人保健事業報告 (大臣官房統計情報部調べ) による。 ・ 平成 1 9 年度の数值は現在集計中であり、平成 2 1 年 3 月に公表の見込みである。						

3. 個別目標に係る指標等

個別目標 1						
地域保健従事者の人材確保及び資質の向上を図ること						
個別目標に係る指標						
アウトプット指標 (達成水準/達成時期)						
		H15	H16	H17	H18	H19
1	保健師未設置又は1人設置市町村数(単位:市町村数) (0ヶ所/平成23年度) ※施策目標に係る指標1と同じ。	119	73	47	51	集計中
2	保健所等における専門職の人数 (単位:人数) (一) ※施策目標に係る指標2と同じ。	61,063	57,023	57,170	54,315	集計中
(調査名・資料出所、備考)						
<ul style="list-style-type: none"> ・ アウトプット指標1及び2は、地域保健・老人保健事業報告(大臣官房統計情報部調べ)による。 ・ 平成19年度の数値は現在集計中であり、平成21年3月に公表の見込みである。 						
施策目標・個別目標を達成するための主な事務事業の概要						
事務事業名 : 市町村保健活動体制強化事業						
平成19年度 : 16.8百万円						
予 算 額 : 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他()						
実施主体 : 本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他()						
概要 : 生活習慣病予防や児童虐待の予防の新たな健康課題に対し、保健師中央研修や地域指導者専門技術研修などにより、的確に対応できる保健活動の体制強化を図る。						
事務事業名 : 保健師中央研修						
平成19年度 : 1.1百万円						
予 算 額 : 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他()						
実施主体 : 本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他()						
概要 : 地方自治体において指導的立場にある保健師が、厚生労働行政の動向や地域保健活動に必要な知識・技術を習得することにより、地域保健対策に関する企画立案能力及び保健指導の実践能力の向上に資するものである。						
事務事業名 : 地域指導者専門技術等研修						
平成19年度 : 2.9百万円						
予 算 額 : 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他()						
実施主体 : 本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他()						
概要 : 生活習慣病予防における効果的・効率的な保健指導を実施するため、標準的な健診・保健指導プログラム(確定版)を踏まえた、生活習慣病対策全体を効果的に推進できる指導者等の人材を育成するものである。						
※ 標準的な健診・保健指導プログラム(確定版)						
http://www.niph.go.jp/soshiki/jinzai/koroshoshiryo/kenshin/data/zentai.pdf						